

被 保 険 者 族 療 養 費 支 給 申 請 書 ( 立 替 払 い 等 ・ 治 療 用 装 具 )

【添付書類】

立替払いの申請をする場合・・・診療報酬明細書(レセプト)および「領収書(原本)」  
治療用装具の申請をする場合・・・「医師の意見書および装着証明書(原本)」  
負傷の原因が交通事故の場合・・・「交通事故に関する書類一式」、第三者の行為による場合は別紙「第三者の行為による場合別紙」  
「器具作製確認書」「器具の写真」「同意書」

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	① 被 保 険 者 証 記 号 番 号	記 号	番 号	② 被 保 険 者 (申請者)氏名	
	③ 事 業 所 名 称				
	④ 被 保 険 者 ( 申 請 者 ) 住 所 ・ 電 話 番 号	〒 ー TEL( ) ー			
	⑤ 療 養 が 被 扶 養 者 に 関 する 時 刻 は、そ の 方 の	氏 名	生 年 月 日	昭 ・ 平 ・ 令 ・ ・	続 柄
	⑥ 傷 病 名			⑦ 発 病 また は 負 傷 年 月 日	平 成 年 月 日 令 和
	⑧ 発 病 の 原 因 お よ び 経 過 (負 傷 の 場 合 は 下 記 も 記 入 し て く だ さ い)				
	負 傷 原 因 記 入 欄 (負 傷 ・ け が の 原 因 に つ い て 記 入 し て く だ さ い)	(1) 一 つ 負 傷 を し ま し た か 平 成 ・ 令 和 年 月 日 曜 日 午 前 ・ 午 後 時 頃			
		(2) 負 傷 し た 日 は ど の よ う な 日 で し た か 出 勤 日 休 日 (公 休 日 ・ 有 給 な ど) そ の 他 ( )			
		(3) 負 傷 し た と き は ど の 時 間 帯 で す か 勤 務 時 間 中 通 勤 途 中 出 張 中 私 用 そ の 他 ( )			
		(4) 負 傷 し た 場 所 は ど こ で す か			
		(5) 負 傷 し た 原 因 を 詳 し く 記 入 し て く だ さ い			
	交 通 事 故 で	あ る ・ な い	第 三 者 行 為 に よ る も の で		あ る ・ な い
	⑨ 診 療 を 受 け た 病 院 等	名 称	諸 手 当 に 要 し た 費 用 の 額		
所 在 地		円			
⑩ 立 替 払 い の 場 合 診 療 の 期 間 ( 請 求 期 間 )	自	平 令 年 月 日	日 数	入 院 ・ 入 院 外 の 別	
	至	平 令 年 月 日	日	1.入 院 2.入 院 外 期 間	
⑪ 治 療 用 装 具 の 場 合 医 師 の 作 製 指 示 日 ・ 装 着 日	作 製 指 示 日	平 成 年 月 日	装 着 日	平 成 年 月 日	
	令 和		令 和		
⑫ 治 療 の 内 容					
⑬ 療 養 の 給 付 を 受 け ら れ な か っ た 理 由					

この申請書は申請者本人が作成したものであり、本申請書に基づく給付金に関する受領を下記の者に委任することを申請者本人が確認しています。

令和 年 月 日 被 保 険 者 氏 名

委 任 状

委 任 さ れ た 者 の 事 業 所 所 在 地 事 業 所 名 称 代 表 者 氏 名

被 保 険 者 が 療 養 費 申 請 時 に 退 職 し て い る 場 合 の み 記 入 し て く だ さ い 。 ( 申 請 者 名 義 の 口 座 の み 振 込 可 能 )

振 込 希 望 の 銀 行 名	本 ・ 支 店 名	口 座 種 別	口 座 番 号	口 座 名 義 人
銀 行	店 ・ 本 店	1. 普 通	フリガナ	
金 庫	支 店	2. 当 座		
信 組	出 張 所			

備 考 欄

被 保 険 者 証 の 記 号 番 号 に 代 えて マ イ ナ ン バ ー に よ り 申 請 す る 場 合 は、備 考 欄 へ 記 載 し て く だ さ い。被 保 険 者 証 の 記 号 番 号 を 記 載 し た 場 合 は 不 要 で す。  
(マ イ ナ ン バ ー を 記 載 し た 場 合 は、「個 人 番 号 確 認 書 類 (通 知 カ ー ド 又 は 個 人 番 号 記 載 住 民 票 の 写 し 等)」及 び「身 元 確 認 書 類 (運 転 免 許 証 又 は パ ス ポ ー ト の 写 し 等)」が 必 要 で す。ま た、事 業 主 様 経 由 で 提 出 す る 場 合 は、「委 任 状 な ど の 代 理 権 が 確 認 で き る 書 類 (申 請 書 の 提 出 を 事 業 主 に 委 任 す る 内 容 を 記 載 し た 文 書)」及 び「代 理 人 の 身 元 確 認 書 類 (事 業 主 の 運 転 免 許 証 又 は パ ス ポ ー ト の 写 し 等)」が 必 要 と な り ま す。)